

振込先 肥後銀行 県庁支店(普) 129604

【受講資格】(次のいずれかに該当する者)

- ① 下記②Bの作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において下記Aの学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上下記Bの作業に従事した経験を有する者

講習名	A 学科	B 作業経験
足場の組立等	土木・建築・造船	足場の組立て、解体又は変更に関する作業
型枠支保工の組立て等	土木・建築	型わく支保工の組立て又は解体に関する作業
コンクリート造の工作物の解体等	土木・建築	コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業

(注) イ「受講資格に必要な学歴」欄は、経験年数が2年以上3年未満の方のみご記入ください。

(経験3年以上の場合は記入不要)

ロ「受講資格に必要な学歴」は、上記で認められる学校・学科として下さい。

ハ 証明書(卒業証書の写し又は卒業証明書)を申込用紙と同時に提出して下さい。

ニ 事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明した場合は、発行済みの修了証は無効となります。

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）は、雇用主が雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、その経費と賃金の一部が助成される制度です。（申請先：管轄の労働局）。

● 留意事項

受給資格は、下記の要件（①～③）を全て満たす場合です。

- ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、又は常用労働者数300人以下の建設事業所であり、労働保険の雇用保険に加入していること
- ② ①の事業所の雇用保険料率が、12/1000であること。（平成30年度）
- ③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者である者が受講し、かつ受講当日の賃金が支払われていること。

● 助成額(条件によって異なります※詳しくは厚生労働省HPでご確認ください)

- ・経費助成・・・支給対象経費の45%～90%
- ・賃金助成・・・一人あたり日額6,650円～9,600円

手続きについて

申請する場合は、受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。

支給申請書を講習終了後2か月以内に管轄労働局に提出する必要があります(期限厳守)。支給申請書類は講習最終日にお渡しいたします。

CPDS学習履歴の証明について

CPDSとは、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度で、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習をした場合に、学習の記録を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです(別名：継続教育)。

●対象者： CPDS加入者(個人)

●手続きについて (CPDS受講証明が必要な場合)

申請書(表面)のCPDS受講証明欄の“要”に○をして下さい。

講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。